

議会運営委員会

平成26年9月18日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○飯高 昭二	小林 誠
伴 吉晴	小野 隆雄	辻 善次
中西 議長		

2. 欠席議員

嶋田 善行

3. 理事者出席者

総務部長 乾 善亮

4. 会議の書記

議会事務局長 寺田 良信 同 係 長 大塚 美季

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、小林委員

委員長

おはようございます。

委員皆さん、嶋田委員から欠席の連絡をいただいておりますが、過半数の出席により、委員会としては成立をしておりますので、本日の会議を開きます。

まず最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

本日の会議録署名委員に、飯高委員、小林委員を指名いたします。両委員には、よろしく願いいたします。

本日の議事は、レジメに記載のとおりです。

まず初めに、協議事項の（1）平成26年第3回斑鳩町議会定例会について、①付議議案の取扱いについてを議題といたします。

各委員会に付託されておりました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思っております。

各常任委員会・特別委員会に付託されました17議案のうち、議案第25号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について、認定第4号 平成25年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号 平成25年度西和消防組一般会計歳入歳出決算の認定についての3議案については、賛否の討論があり、賛成多数で可決・認定すべきものと決しております。

また、6月議会で総務常任委員会に付託をされ継続審査案件となっております議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務常任委員会で委員より修正案が出され、表決の結果、修正案は否決され、原案が賛成多数で可決となっております。

いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで討論の有無について確認をさせていただきたいと思っております。

ただいま申しあげました議案のうちで、委員会で討論となりました議案第25号と認定第4号、認定第10号については、最終日の本会議で

討論になると思いますが、このほかの議案で、皆さんの中で討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があると他の議員さんからお聞きになられている議案などがございましたら、議長次第にもかかわってまいりますのであらかじめお聞かせをいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員 ちょっと今聞き漏らしたんかなと思うねけど、修正案出す、きょう嶋田委員は欠席しているんやけど、委員会で修正案出した嶋田委員は本会議に出す予定と聞いていますか。

委員長 私のほうは聞いていないです。

小野委員 私もこの修正案に賛成した立場から、本会議に嶋田議員とともに出したいなど。まだ連絡してないんやけど、そのように思っていますので、その分についてもちょっと確認しておいてもらったらいいかなと思います。

委員長 ただいま小野委員のほうから、本会議でも、先の議案第20号につきまして修正案の提出が予定されているということですので、この点についても順次確認をしておきたいというふうに思います。

まず、議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、修正案の動議が提出されるということですので。

(「ちょっと確認できてないねんけど」と呼ぶ者あり)

委員長 一応予定ということで、提出された場合の取り扱いについて確認をしておきたいと思います

まずですね、委員長報告の後、議長から9月議会に上程された各議案について順に諮っていただきますが、その一番最初に議案第20号とこれに対する修正動議を一括議題とします。

次に、修正動議について提出者の説明を受け、説明後、これに対する質疑をお受けいたします。

次に、討論を行います。一括議題ですので、修正案と原案について一括して討論を行うこととし、討論の順番は、まず、原案に賛成、修正案に反対ですね、次に、修正案に賛成、原案に反対という順で行いたいと思います。

次に、採決を行います。採決はそれぞれ個別に行わなければなりませんので、まず、修正案について採決を行い、修正案が可決された場合は、修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。また、修正案が否決された場合は、原案について採決をいたします。

ただいま申しあげましたような順序で進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

では、異議なしと認めます。

修正動議の取り扱いにつきましては、提出された場合にはただいま申しあげましたとおりに進めさせていただきたいと思います。

なお、その他の議案も含めまして、本会議における討論につきましては、従来どおり賛否の討論者はそれぞれ1名ずつとすることを確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は各1名ずつということで確認をしておきます。

議案の取扱いについては、以上で終わります。

続きまして、②要望書等の取扱いについてを議題といたします。

これまで2件の要望書等の提出を受けております。この取扱いについて協議いただきたいと思います。

まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局

のほうから説明願います。 寺田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、これまでに提出を受けました2件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告をさせていただきます。

まず、警察・検察の取調べの全過程の可視化及び捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書の採択についてでございますが、今月の9月1日に日本国民救援会奈良県本部会長佐藤真理氏から郵送で送られてきたものでございます。

その内容でございますが、冤罪事件を生み出す温床となっている密室での取調べの全過程の可視化（録音・録画）と捜査機関の手持ち証拠を全面開示することが、証拠に基づく公正な裁判にはどうしても必要であり、早期の刑事訴訟法の改正を求められているものでございます。

なお、この可視化に関する意見書の採択につきましては、昨年2月にも同じような内容で奈良弁護士会から提出をされておりました、3月議会で議会運営委員会に付託をされ、委員会で意見書採択は否決、本会議で議員発議をされ否決となっております、不採択となっております。

次に、理科教育環境の整備・充実のための予算計上について、平成27年度理科教育設備整備費等補助金予算の増額計上のお願いについてでございますが、これも今月の1日に公益社団法人日本理科教育振興協会会長大久保昇氏から郵送で送られてきたものでございます。

その内容ですが、理科教育設備整備予算の増額、毎年安定的な予算措置を実施し、年次計画のもとに理科教育設備整備の充実を図ってほしいという内容のものでございます。

この要望書につきましても、昨年7月に同様の内容で提出されておりました、総務委員会に付託をされ、満場一致で不採択となっております。以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

ただいま局長から説明がありましたが、これら要望書等の取扱いについて、提出を受けました順に委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

まず初めに、警察・検察の取調べの全過程の可視化及び捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書の採択について、委員皆様のご意見をお受けしたいと思います。委員会に付託をするのか、議員配布にとどめるのか、その辺のところでご意見いただければなど。 辻委員。

辻委員 前回と同様の意見書ということで、これ見たら他町村もほとんど採択されている現状もありますけども、以前は付託なって、それで本会議で不採択となった経緯もありますので、その辺も踏まえながらちょっと私は議員配布で、さらに今後の推移を見ていこうということで考えております。

委員長 小野委員。

小野委員 同じような意見なんですがね、昨年2月に議運に付託して否決、不採択となった。それで、議員発議されたと、議員さんおられるということです。それも否決なってるから、私ね、これはね、配布だけでいいと、そのように思いますので。一旦斑鳩町議会は昨年2月に意思表示していますので、配布しておくということで、それで結構かなと思います。

委員長 伴委員。

伴委員 同じような意見で、配布にとどめていいと思います

委員長 ほかにご意見ございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、今、お3人の方から配布でということでご意見いただきましたが、これにつきましては、議員配布にとどめておくということでさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、ただいま議題となっております要望書につきましては、各議員に配布にとどめることということで確認をしておきます。

次に、理科教育環境の整備・充実のための予算計上について、平成27年度理科教育設備整備費等補助金予算の増額計上のお願いについて意見をお受けしたいと思います。 辻委員。

辻委員 これ、前に出てきたのと全く一緒かな。ちょっと文章的にわからへんけど。それで、あれ総務委員会に付託なつてと思えますけども、そのときももう不採択なつたという経緯もありますんで、今さらこれまた、議会で一度判断したやつを採択するのもちよつとおかしいかなと思うので、一応議員配布ということで、私はそう思っています。

委員長 小林委員。

小林委員 昨年の総務の委員会のほうでですね、理事者のほうにお聞きしましたら、理科教室の設備の充実には斑鳩町は積極的に取り組んでいると。それで、さらに、この要望書さらにやっぱり予算計上増額して使ってくれという要望の趣旨じゃないかということで、当時の総務委員会としては反対させていただいたというふうに記憶しておりますので、今回も議員に配布という形でいいのではないのかなというふうに考えております。

委員長 そうしたら、お2人の方から配布でいいのではというご意見いただきましたが、そうしたら、そういう形でまとめさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、ただいま議題となっております要望書については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきたいと思えます。

小野委員。

小野委員 締めてもらうのはあれですねんけどね、先ほどから付議議案の取り扱いについてもいろいろ反対意見とかのこともありますのでということでね、いつも聞いてもうてますねんけどね、1番目の可視化のね、これについては、先ほどの説明では昨年2月に議運で審議して否決になったと、それで議員発議があったというような聞いてますねんけどね、それで不採択になったということになりますので、今回もこれ、配布されたら、議員発議がある可能性もあるのかなと、そのように思ってますねんけど、その確認はここでしてもらうのか。今からでも最終日までに議員発議というのは可能ですのでね、そういう予定があるのかどうかというのはどこで確認したらええのかなと思いますねんけども、それは最終でよろしいですかね。

委員長 このあと追加日程について確認させていただきますので。

(「そこで議論してくれるねんな」と呼ぶ者あり)

委員長 はい。

(「それでは結構です」と呼ぶ者あり)

委員長 そうしましたら、次に、③の追加日程についてを議題といたします。お手元の追加日程表をご覧くださいと思います。

まず、追加日程1. 発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については、議員発議により提出されるものと予定されています。

また、追加日程2. 発議第6号 陸上自衛隊駐屯地の配置要望の取りやめを求める意見書についても、議員発議により提出を予定されています。

現在までに追加提案を予定されているものは、以上2件です。先ほど

小野委員から質問いただいた可視化の件については、発議の予定はしておりません。

このほかにですね、議員皆さんのほうで提案等を予定されているものはございませんか。

(な し)

委員長 それでは、現在のところ議員提案の予定はないと、それ以外の部分ではないということで確認をしておきたいと思います。

追加日程としてあげさせていただく予定のものは以上ですが、これまでのところで何かございましたらご意見をお受けしたいと思いますが、特にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、そのように、以上のように進めさせていただきますので、議長には進行方よろしくお願いをいたします。

平成26年第3回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2)次期定例会の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りをしています日程案について、事務局のほうから説明をお願いします。 寺田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、次期定例会の日程につきましてご説明をさせていただきます。お手元にお配りをいたしております平成26年第4回斑鳩町議会定例会日程表(案)をご覧くださいと思います。

12月の第1月曜日となります1日月曜日を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、2日火曜日、3日水曜日を休会とし、4日木曜、5日金曜日を一般質問としております。翌週の8日月曜日に建設水道常任委員会、9日火曜日に厚生常任委員会。10日水曜日は総務常任委員会。11日木曜日に議会運営委員会としております。いずれも開会は午前9時からでございます。

12日金曜日につきましては休会。この日は農業委員会がごぞいます。
そして、13日土曜日から16日火曜日までを休会としまして、17
日水曜日を最終日とし、会期を17日間とするものでごぞいます。以上
です。

委員長 ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見
等があればお受けしたいと思います。ごぞいませんか。

(な し)

委員長 それでは、12月定例会の日程については、お手元の日程表の案のと
おり予定をしておくということで委員会として確認をしておきたいと思
いますが、ご異議ごぞいませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
12月定例会につきましては、予定ということで確認をしておきます。
あと、総務部長のほうから何かほかに報告しておくことはごぞいます
か。 乾総務部長。

総務部長 特にごぞいませんので。

委員長 それでは、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席してい
ただくことにいたします。

暫時休憩いたします。

(午前9時 18分 休憩)

(午前9時 18分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、（３）議員定数削減による委員会等のあり方についてを議題といたします。

事前に事務局長に近隣各町の常任委員会等の設置状況、委員会付託の状況、標準町村議会会議規則の資料を作っていただき、委員皆さんにお配りをしています。

これらの資料も参考に協議をしてまいりたいと思いますが、まず、事務局長のほうからこの資料について説明をお願いします。 寺田議会事務局長。

議会事務
局長

それではまず、お手元の資料の近隣各町の常任委員会等の設置状況についてご説明いたします。資料をご覧くださいませでしょうか。近隣の生駒郡４町と北葛城郡の上牧、王寺、河合町、それと斑鳩町より少し人口の多い広陵町、田原本町の計９つの町の状況をまとめさせていただきました。内容は、議員定数、常任委員会の設置及び委員定数、議会運営委員会の委員定数、特別委員会の設置及び委員定数、委員の選任についてまとめさせていただいております。

この表を見ておわかりのように、当町と王寺町以外は、議員定数イコール常任委員会の委員定数となっております。複数の常任委員会に所属できるのは当町と王寺町だけとなっております。また、当町と王寺町では議長は常任委員会に所属しないとなっております、他の町では議長もどこかの常任委員会に所属をされております。

次に、委員会付託の状況の資料をご覧くださいと思います。２枚目の表をご覧くださいと思います。先ほどと同じ近隣の町村の会議規則の委員会付託についての状況をまとめております。表中で網掛けをしている部分が当町の会議規則の条文と違うところがございます、当町と同じ条文となっているのは、三郷町、上牧町、王寺町となっております。

それでは最後に、A４の２枚もの、ちょっと資料をご覧くださいと思います。この資料は、標準町村議会会議規則詳解という資料でございますけど、これは本会議中心主義と委員会中心主義の規定につきまして載せておまして、標準町村議会会議規則詳解から抜粋したもので、

委員会に付託することを議決した事件のみが委員会に付託される方式を本会議中心主義といい、委員会に付託することを原則とし、本会議で即決するものは、委員会付託を省略するという議決したものに限られる方式を委員会中心主義としております。

この表にあります第39条は委員会中心主義の条文で、当町もこの条文となっております。以上、簡単ですが、この資料についての説明とさせていただきます。

委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、どなたからでも結構ですので、ご意見がありましたらお受けしたいと思います。 小野委員。

小野委員

今の局長の説明でしたら、近隣では王寺町が複数制、斑鳩町と同じようにね、複数制を採用しているということで、また、複数制採用に伴って、議長は常任委員会に所属するのは好ましくないというようなこともありますので、斑鳩町と同じようにもう最初から議長は除いてあると。

その中でね、議長を除いた13名で、これ、今、常任委員会の数が23ですかね、13人でどない考えたらいいのかね。斑鳩町の場合は少なくとも2つの常任委員会に所属すると。それで、ほかの町は少なくとも1つの常任委員となるものとするという、委員の選任は、これは自治法の改正に伴っての表現の仕方なんですけど、私もこのときに、これを採用するかしないかでいろいろ議論を議会運営委員会でしたときにね、この、少なくとも1つの常任委員となるものとするというだけでは複数制を取り入れるときに不備が生じてくるんじゃないかな。といいますのは、常任委員会、議員は同じ数の常任委員会に所属しなければいけないんじゃないかなと、そういうことで考えています。権利でもあり義務でもある、常任委員会に所属するのはね。だから同じ数、平等性をとるということで。それでいろいろ議論して導いたのが、少なくとも2つの常任委員会に所属するものとするというように決めたんです。それで、その自治法改正になったときには、今までは議員は1つの常任委員となるのかね、なんかそういう条文でしたので、2つはなれなかった。だから、自治法

が改正されて複数制を採用できるという根拠になっているのが、少なくとも1つの常任委員となるものとする。そういう意味でも、王寺はそれで、少なくとも1つというのはクリアしておるんですが、今度議員のその常任委員会に所属するという、以前、複数制を取り入れた中でね、一旦議長も入ってもうていたという、それでまた会議に諮って抜けてもうていたと。それはなぜやったんかというたら、やはり議員というのは同じ数の常任委員会に必ずしなければいけないという、そういう考え方とあって、しかも、議長はやはり全体のことを見てもうているからということでもうてもらうと、そういうことで数を出していたと。今はもう先に会議で諮らなくてもなっているから、議長は常任委員会にはもう所属していない、最初からね、そういう手間省けてあるんやけど、そういうこともあるんやけど、王寺町のこの議員定数の設定とそのことについて、ちょっと理解しにくいところがあるんですよ。だからその点、もし事務局のほうでわかることがあったらちょっと披露してもらいたいなど、そのように思いますねんけど。

委員長 寺田議会事務局長。

議会事務局長 この資料を見てもおわかりのように、王寺町が複数常任委員会制をとっておられるのがわかりますので、ネットで、ちょっときのうたいたところ、1人の議員さんが当然2つの常任委員会に所属されています。ただ、その常任委員会の委員長になられた議員さんは他の常任委員会の委員にはならないということになっております。それでこのちょっと人数は変更、こういう形になっております。

小野委員 14人ですから、議長除いて13人、それを2倍したら26、その中で3つの常任委員会があるから、委員長ポストの人は1つで、その常任委員会に専念してもらうという、そういう考えがあるんかな、そうしたらね。どちらにしてもね、これ、複数制の常任委員会を採用しているところがないと、去年は友好都市の兵庫県の太子町がやっているということでもね、議運でも視察に寄せてもらいましてんけどね。この前からちょ

っと聞かせてもうていた、そういう場所がないねんということで、視察先もいろいろ探しておられたの、この、ものすごく灯台下暗しで近くの、同じようにしてね。このあと先進地のことも議論してもらいますねやろうけど、これ見せてもうていたら、生駒市と、生駒市だけでしたら、昼からでも王寺町へちょっとお願いしても可能かなと思いますし、近くで、ほん近くでそういうので採用して。また、今、局長が、それは推測やね、今言うているのは。そのデータ見てからのことやね。向こうへ聞いてじゃないねんね。だからまあ、そういうやり方も、いろいろなやり方もあるんだなと。やっぱり斑鳩町の場合も委員長がほかのところの委員に入っているというのは、まあ、いろいろ勉強できるということはいいことですけどね、何も委員長やからどうのこうの。だけど委員長の職務を遂行していくためには、やはりちょっとでもほかの委員会に所属しないほうがいいのかなど。

それとか、最初に私が言ったように、常任委員会の数、もっと、当時はもっと逆のことを考えたんです。例えばこんな同じように少なくとも1つの常任委員となるものとする。それなら、私は1つでいいと、そういう人と、いや、私は3ついきたんやと、定数との関係でそれは可能になってきますよ。3つということは全部の常任委員会に所属する、それもまずいということで、2つというように限定して、2つは義務付けたという感じ。だから、そういうことはどういような、あえてそういうことを外してね、やはり委員長にその常任委員会に専念してもらおうという、それもええ方法かなと、そういうことも聞きたいと思いますので、あとの先進地視察の中で王寺町も加えていただければありがたいなと思います。今のところちょっとそれらを申しあげておきます。偶然ですけど、総務でコミュニティバスのことで生駒市に行ったときにね、その帰りってというか昼からは三郷町へ行ったと、そういう視察もありますので、同じようなあれで、時間の割り振りでいけるんじゃないかなと思っておりますので、また議論してもらえたらありがたいです。

委員長

今、小野委員のほうから、定数と常任委員会の所属の関係について種々ご意見いただいて、また後に出てきます先進地視察の件についてもご意

見いただきましたので、その点についてはまたあと、先進地視察のところで他の委員の皆さんのご意見もお聞きして、また諮らせていただきたいと思います。

ほかに。小野委員。

小野委員　　ちょっと先ほどのと、今感じたことと言いましたけど、本会議中心主義と委員会中心主義とをまとめていただいてね、前回の議運でもいろいろ議論させてもらったけど、どういう具合に説明したらええのかというのを私も委員長としてはっきりしたことを持っていなかったんですがね、それは、ヒントとしてはこの議員必携にも載っていました。もともとは本会議中心主義で始めていたけど、委員会中心主義の重要性、重要性っていうのは住民に対しての議論の仕方ということで、重要性、それをやっていくためには会議規則の改正が必要であるということをしてあって、標準会議規則はもう委員会中心主義の形に全部変わっていったらね、どこがどう直っているんやろうなと思って。

これ、今局長のほうから出してもらったら、端的に言えば、結局本会議でね、今、私どものは委員会中心主義ですので、39条の項目に従って委員会へ付託する、自動的に付託する、まあ議長が付託するとなっていますけど、もちろん議会運営委員会でね、これは諮問機関ですから、議長独断でやるものと違いますし、議論して、それで決めてこの委員会に付託する、そういうことで本会議では、本会議からの付託ですが、もう直接委員会付託。それでその39条の2項かな、うちは2項かな、2項で議決で省略するという、議長の祝詞がそういう形になっている。

本会議中心主義は逆に会議に諮って、もちろん会議に諮ってその行き先を決めるのは議会運営委員会ですけど、議論して決めるのは。議長が会議に諮って全議員に了承してもらってこの委員会に付託すると。同じようなことなんですけど、そのあとのね、いろいろ、前回の議運でも私はいろいろ議論しました。その、人数のことについてね。本会議と委員会とがお互いに干渉されないという、そういうためには人数をバランスを取らなければいけないということも盛んに言いましたけど、それは次の年、これできていますねんけどね、この委員会審査の独立の原則、これ

は委員会中心主義の場合で、自動的に委員会にいった場合は、その委員会は本会議の半数いてては結局干渉されているということになってくる、だからそれは避けなければいけないということを論を張って話をしていましたけどそのままきいているんですが、今回13名とした場合の予定としては6名の委員会ですので、この会議規則をね、本会議中心主義の形にさえ変えておけばそういう懸念も何もないし、同じように斑鳩町議会はなっていくんじゃないかなと。

そうした観点から、今、見させてもらったら、これは、よそさんのことに干渉するつもりは全くないんですがね、平群町は、これは、この会議規則は本会議中心主義ですね。だから12人の定数で6人ずつの委員会、半数の委員さんがおられる、これはこれで問題ない。ただ、三郷町はね、こちらは委員会中心主義ですが、何か6人と7人ということで、これはあまり触れやんときます。それから安堵町も、これは36条になっていますけど、これも本会議中心主義だということで、安堵町も委員会中主義だったのを本会議中心主義に変えておられるのか、その経緯はわかりませんがね、そういう形でとっておられる。それから上牧町、上牧町は委員会中主義だけど、今言うている2つの常任委員会で6、6と出してくると。それで、王寺町は複数制をとってあって、これも複雑なんですけど、委員会中主義であって、半数以上の常任委員会でも干渉されるというか、拘束されないというその意味をあまり気にしておられないという。それから河合町は、これは半数以下、5人、4人、4人ということでね、委員会としてどうなのかなと思われる。また、これは何も河合町がどうのこうのと言っているのと違いますので、私どもが委員会のあり方ということで19年当時に議論した中で、やはり4人とか5人の常任委員会は委員会の機能が果たせないという、そういう結論から言えば、3つの常任委員会で定数の少ない常任委員会はやっぱり斑鳩町としても取り入れることは困難やと思います。にもかかわらず本会議中心主義ですね、これ違うん、これ、委員会中心主義やね、これ。会議に諮ってって書いてあるもんね、会議に諮って委員会に付託することと。だから本会議中心主義のほうに戻してあるのか、もともとは、ほとんどの町議会というのは、村議会、町議会は本会議中心主義で出発しているか

らね、人数で。だからそのまま委員会中主義に変えてなかったのかもわからへんし、それはまあ。こないして近隣を、広陵はどうなんですかね。本会議やね。だからまあ、もしかしたらそういう、拘束されないということを考慮されたのか、それか放ってあったのか、委員会中心主義ということはどうたっていない。田原本もそうですね、これを見るとね、していない。だからまあ、近隣で、名前出して悪いねんけど、三郷町と王寺町というのは、ちょっとどうなのかなということもあるけど、これはこれで機能していますしね。同じことで斑鳩町も機能はしてきました、ずっとね。だけど、この際、議員定数も削減しましたので、その点も改めてね、皆さんと議論して整理しておいたほうがいいのかなということで提案させていただきます。

委員長

今、小野委員のほうから定数削減に伴って、今後委員会編成にあたって、これまでは委員会中主義できたけども本会議中心主義に切り替えて会議規則の整理もするというのも含めてですね、検討していつてはどうかということでご意見をいただきました。その中でですね、委員の定数についても触れていただいていたけども、この点についてはこれまで5名とかいう形で委員会構成をしてきた時期もありますけども、やはり委員が欠席をすると委員会自体がもう成立しづらくなるということで、これはやっぱり最低でも6名の委員が必要だということで議論をしてきた経過もありますので、そのところについては委員皆さん一致するのかなと、今後定数が減った中で、まず委員会をどういう委員会にするのかということ、委員会の定数も決めていくわけですけども、一応今の時点で6名以上のやっぱり委員が必要だという認識については一致できるかなと思いますので、まだ完全にここで決めてしまうというわけではないですけども、今の段階としてですね、そのことを前提に議論をしていくということでちょっと確認しておきたいなというふうに思うんです。その点については、今決めてしまうわけではないですけども、そのことを前提で議論を進めていくと。 小野委員。

小野委員

僕ばかりしゃべってあれやけど、今までの、この任期の間にもいろ

いろな経緯がありました。常任委員会をふやしたらどうかとか。削った経緯があるんですよ。ただ復活さそうということは私1人の意見で、全員はノーでした。だから、そういう考えですので、私はこの4つの常任委員会、広報を常任委員会から特別委員会に変えたらどうかというような、ちょっと議論するにはおかしいなという感じの、成り立ちから考えたらね、この広報は皆さんももうご存じやと思いますけどね、特別委員会というのはその目的が達成されたらその委員会を閉じるわけなんですけどね。せやから、そのまま広報の発行をずっと続けている委員会。それと第一義的に、一番常任委員会にしなければいけないという、そのときのなってきたのは、公務災害の件もあった。それで、発行するのに常任、常にやっぱりそこでやっているということで、これはもう何か委員会のあり方で元に戻したほうがええというような意見も見受けられたけど、それはもう論外ではあると私は思っております。

だからこの4つの常任委員会で、それで、議員削減の提案者にも、提案者の方もいろいろ話ししておられましたけども、四六、二十四と。だから四六、二十四で12人、そこへ議長プラスということで13ということで説明されていたように思いますしね、その案に私は最終的には賛成しています。だからこの常任委員会はこれだけが必要でしかも6人ということが最低数の委員さんらが堅持できるということで、これが今ベストだと、そのようにも思っています。だから委員定数は6人で4つの常任委員会、そういう方向で皆さんの合意ができたらいいのかなと、そのように思っています。

委員長

基本的に定数削減の提案説明にもそういうことは触れられている中で、今後議論していく中でも、一応最低6名の委員会で今の4つの常任委員会の構成は変えないと。それで、本会議中心主義にするのか委員会中心主義にするのかということで論点絞って議論をしていってはどうかということで提案いただきました。そうした中でいろいろ種々委員の皆さんのご意見お聞きしながら今後の方向性について定めていきたいなというふうに思います。

先ほどご提案いただいた王寺町の件ですね、王寺町では委員長はほか

の委員会に、常任委員会に所属をしないというやり方でやられているということなんで、これも相手さんの都合がありますので調整してみないとわかりませんが、いろいろそういう他の市町村の議会の構成なんかも調査をする中で、これいいんじゃないかというのがありましたら、またそれも含めて今後の検討していきたいと思いますので、それについてはまた委員の皆さんのほうから新たにご提案いただければ、そのことも含めて議論をしていきたいというふうには思います。

ほかにご意見ございませんか。 辻委員。

辻委員

あのね、今、小野委員が言わはった、委員会をふやすという1つの考えの中でね、例えば今、予算決算は特別委員会でしていますけども、例えばこれ、今いろいろな、町のほうで防災計画とか何かある中で、総務委員だけでいくのか、厚生もいろいろな、各分野にまたがるやつを特別委員会っていう設置の方法もできるのかなっていうことを、ちょっと俺、頭で考えながらそんな方法はできやへんの、できるのかな、その辺ちょっと、俺も勉強してないねけど。例えばそんなんも1ついるのかなっていうような、思うねけど、それはもうあかんやったらあかで結構ですけどね、そんなんも、そういうこともあり得る場合もあるのかなっていうような。難しいかな、それは。

委員長

小野委員。

小野委員

委員会条例では、常任委員会の構成と人数を条例化しています。それで、その中で特別委員会を設置することができるとなっていますので、今の委員会条例を改正しようとする中では、今そういう、今具体的に言うてもらいましたけど、そういうことの設置はできるようにもともとなっていますから、それを常任委員会にするのかということは今考えておられるのか。それについてはなかなか難しいんじゃないかな。常任委員会にするものではないかなと。

というのは、2年前ですかね、予算決算常任委員会を廃止というのは全員の感じでしたから、それでもう廃止はぱっと決まった。その後、

その分として私は提案したんです。だけどそれは誰も、当時の議長もそんなんはと。まあ、辻委員も言わはったと思います。全員がノーでしたからね。それならもうしようがないなど。それでそれは廃止してこの4つになったと、今まで5つだったのが。だから、今、意見と、この委員会で言ってもらった、特別委員会であるかしないかとは、この今の委員会条例を改正する項目についてはちょっと当らないんじゃないかなと思うんです。だからそれは新しく出発した中の議会でね、それは特別委員会としてするかどうかはまたその当時の議長から諮問されてね、それから設置すると。

それで、今のうちの委員会では、この特別委員会の設置及び委員定数ということで、委員定数のことがありますから、これ、書いてもうていきますけど、「議会の議決で置く」となっていますから、これも、定数も議会の議決で。ただ、先例と慣例では7人で、みんな常任委員会と同じ数にしようというふうになっていますから、それはもうこの前みたいに付託先をした、定数削減のね、議案が提出されたときに、それはもう14人と、議長を除く14人という具合に、これは議会の議決で定められるから問題はないと思いますし、定数についても、特別委員会の定数このままでも私はいいいかなと。ただ、先例と慣例で7名となっているみたいですので、これは議会運営委員会の定数と同じように、常任委員会の皆さんがね、もうこの数で、6名という形で一応方向付けしていただければ、議会運営委員会も6名でもいいし、いや、やっぱり議会運営委員会はいろいろな人の意見を聞いていくのがええのやったら7名のままでもええし、それはまたこれからの議論やと思いますね。

委員長

辻委員から出された疑問ですね、特別委員会については、常任委員会と異なり臨時特定の事件について設置されるものであるから、その事件の審査や調査が終了した時に消滅するというところで、目的があれば設置ができるというふうになっておりまして、複数の常任委員会にまたがる案件でも目的があれば設置できると、今、現在の段階でもなっておりますので。

辻委員 ちょっというたら心配したんはね、例えばああいうやつは、例えば厚生にもかかわる部分もある分もあるし、私、両方入っているけど、建水にもかかわる分もあるさかいに、総務だけで審議できるのかなっていうのは、ちょっと今までからもちょっと疑問に思っていただけでね、例えば水道のこともあればいろいろな場面も出てきよるから、その辺もしたら。まあ、全協いうやり方もあるねんけども、そういうようなことを審議どこでするのかなというような。本来やったらぱっと総務やと思うけど、ほかの関係もいろいろあるさかい、ちょっとそういう、思っただけで、またいろいろとまた出てきた段階でまた。

委員長 今回、保育所の件では、説明報告をいただくということで全員協議会を設けていただきましたけども、これまた付託をするっていうふうになると、常任委員会が複数にまたがる場合は特別委員会を設置するというのも可能性としては考えられますんで、またそれはまたその時々で議論していきたいと思います。

ほかに委員の皆さん。 伴委員。

伴委員 今、小野委員のほうから具体的に数字、今後の委員会の数字で、今現在は7人で行っているけど、これ6人でいく、6人以下では難しいだろうと。そしてその後に特別委員会のほうも人数を考えていけばいいんじゃないかというような話があって、まあ確かに6人でいけばずっと当てはまるというのがございますので、5でも難しい、7でも難しいというところから6人、それで委員会の数を減らしたり、ふやしたりというのはなかなか私自身は4つの委員会、常任委員会が機能していると思いますので、6人でっていう思いを私も持っております。以上です。

委員長 小林委員。

小林委員 議論の中で、内容もそうですけど、委員長のおっしゃるように6名という方向性で進めていっていただきたいなというふうに思います。それについてまた文言も今後ちょっと整理していく必要があるのかなという

ふうに私自身も思いますので、その方向で進めていただきたいなというふうに思います。

委員長 小野委員。

小野委員 今ね、ちょっと王寺町の委員長うんぬんの話はね、これはみんな議論、6名が一番いいだろうということなんですがね。斑鳩町のこの議員定数15にしたときも、それからいろいろな考え方の中で、昨日も総務委員会で修正案のが同数になった場合、そのときに委員長判断、また、同数になった場合。だから、委員定数は奇数のほうが委員長裁決という緊張したね、裁決の仕方もあるんかなと思ってね。

今それで、ちょっと、7名でもいけるんかなと思って。というのは、王寺が、仮に委員長がね、1つにしたら、みんな7名で全部いったときに。そうか、この定数下げとかなあかんのか。ああ。せやけど7名でいって委員長だけが1つだけ入るというようにしたら、この7名、クリアできるのと違うんかな。

(「王寺町、議長入っていない」と呼ぶ者あり)

小野委員 無理。王寺町議長入ってないね。

(「入ってないで計算している」と呼ぶ者あり)

小野委員 そうそう、だから。いや、ちょっと、それも考えんなんのか。もうせやけど、7名の委員会を6名で、私はまあ、いいと思います。

委員長 ちょっと暫時休憩します。

(午前 9時53分 休憩)

(午前 9時56分 再開)

委員長

再開します。

小野委員のほうから、奇数の委員会構成にして、委員長にも最終的に同数になったときの裁決権を持たすという緊張した運営を取り入れてはどうかというご意見もありましたが、それは定数等との関係もありますので、またそれができるかどうかも含めて検討したいというふうに思います。

ほかにご意見ございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたら、本日ご提案いただいた、本会議中心主義でいくのか、委員会中心主義でいくのかという点を今後掘り下げていくと。議会構成等については、これから先進地等も視察に行きますので、またご提案いただければ新たに追加をしたいと思いますが、基本的には最低6名の委員会で4つの常任委員会ということを中心に考えていくということで確認をさせていただきたいと思います。

そうしましたら、この件につきまして、本日はこれで締めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、この件につきましては、引き続き当委員会で協議をしていきたいというふうに思います。

次に、(4) 先進地視察についてを議題といたします。

8月の委員会終了後に、皆様のご意見をお聞きする中で、複数常任委員会制と災害時における議会の災害対策本部設置について視察を行ってはどうかということでしたので、事務局長に視察先について調べていただいたので、その結果について事務局から報告をいただきたいと思います。 寺田議会事務局長。

議会事務

きのうまでの段階で複数常任委員会委員会制をとっている町村は近隣

局長

ではちょっと調べたんですけどもなかなか見当たらなかったということで、きのうになって王寺町がこの複数常任委員会制をとっているということでわかりましたので、そちらのほうまた、後ほどあたらせていただきたいと思います。それで今回、災害対策のほうで視察をしてはということで、近隣で調べたところ、生駒市議会のほうで災害対策行動マニュアルと対策本部設置要綱を作られておりましたので、早速生駒市議会のほうへ電話をさせていただき視察に伺わせていただきたいというご連絡をさせていただいたところお受けいただくことになりましたので、生駒市のほうでは災害対策本部の設置とあわせて議会運営の全般についてもちょっとお話をうかがわせていただきたいということを伝えておりますので、視察先はちょっと現段階では生駒市のほうを考えているということでございます。以上です。

委員長

今、局長から報告いただきましたように、先ほどのご意見も王寺町のほうにお伺いしまして、日程調整がつけば視察の中には組み込んでいきたいというふうに思います。

それで、今回、そのことも含めましてですね、生駒市さんのほうで災害対策の関係と議会運営全般についてもお聞きできるということなので、そのことも含めて視察を行いたいというふうに考えておまして、お手元に配布しております視察計画書のとおり、10月27日月曜日に先進地視察を行うということでご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書に基づき手続きをとっていただきますよう、お取り計らいをお願いいたします。

協議事項については、以上で終わります。

次に、その他についてを議題といたします。

委員皆さんのほうで何かご意見等ございましたらお受けしたいと思います。 小野委員。

小野委員

閉会中の事前委員会でね、今まで報告を受けていた提出予定議案、それはちょっと事前審査のような形にもなるしね、同じことを何回も聞かなければいけないという、そういうことで昨年の議会運営委員会でもいろいろ議論させてもらって、皆さん、議員さんの理解も得て、今みたいな形、懇談会という形でね、それで、そのいろいろな議論していた中でね、何かやっぱり資料もつけてもらいたいというような、全協かどこかでそんな話が出たから、そういう申し入れをして、それでまあ、いつからやな、6月議会からかな、3月議会からやったんかな、3月議会からやったんやな、やって、3月議会、それから6月議会、それで今9月議会。それでまあ、6月議会のときにね、資料っていうのはもうそのまま議案書になるやつ、ストレートに。今回でも、その懇談会があって、告示がある日までわずかですもん。それでまあ、その資料もできるだけ私としては、資料をもって出してもらって、もちろん質問はしない、けど活性化を図るために初日の総括質疑というものがもっと活発に出てくるものだという期待もしていたんですが、ほかの委員会のこともみんなそれで見るとということだね。だけど、やはりそういう資料を少なくちゅうかね、合理化していくのが1つの目的にもあったしね、同じ資料を今いただいてね、説明は説明の、別のね、こんな議案が出ますという総務部長から全部説明しているんやから。だから、皆もう1回、あの資料でええのかどうか。それから、もうああいう議案書ストレートにかわるような資料でなくて、一覧表的な資料ってあるでしょ、あれを配布してもらって説明を聞いておくというほうがいいんじゃないかなと。同じもの2枚たまりますもん、全部ね。1回ちょっとそこらもここで話ししてもらって、あれはやっぱり必要やと言われるんやったらそのままあれやけど、いやもう、そうしたら省略していこうよというような意見まとまるんやったら、また全協で議長にもこういうふうに、今後こういう資料にしますということを言うてもらって、理事者側にもね、ダブって入らんようにして。その点みんな、ちょっと意見聞いてもらえたらなと。

委員長

今、小野委員から提案いただきましたように、同じ資料を2つもらう

ということについての省略ですね、それと最初にもらう資料について、議案書と同じような文書でもらうのではなく、もっと簡潔に一覧表にまとめたような形でいただいているかどうかというご意見いただきましたが、それに対して委員皆さん、どんな感じでしょうかね。 伴委員。

伴委員 資料に関しては、私もできるだけ簡素化ちゅうか省略できるものは省略していただいて、やっぱり方向性が事前審査というような形にあたらんようにしていこうというところからきていますので。ただ、議案に関しては、どうそれができるかなというような、いい方法があればなというような感じがします。うまくそれが、説明聞いていてわかりやすいような形のものができればという感じです。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 小野委員言いはるのもひとつで、これはもうやっぱりせんなんということもありますし。ただ、一覧表もうてその内容わかるのかなという気も。所属委員会でやっぱりずっと議案も見ながら勉強したいということで、前の厚生常任委員会では、前のこのやつの資料は、全体協議会で、懇談会でもうたやつを、それもう委員会で持ってきてくださいという話、委員長からも指摘、こう言われた内容で。どっち。その案件にもよって、ただ単に、俺今のは、簡単なやつで、もう要らんわって。

せやけど制定とかなってきたらね、やっぱりちょっところ、見たいという感じもあります。ちょっとなかなか難しいんと違うかな。ちょっと私もちょっところ、いろいろ。

本来簡素化というのはもう賛成ですねけども、その辺もちょっところ、今後の検討で。どっちがええのかなというてもなかなか難しいかなというのは感じますねけどね。

あと、それをわけなのか、例えば制定とほんまの国の文言訂正だけでするねやったら、もうそんなんほんまの一覧表で、これ変わりましたというだけでええねんし、その辺もあるさかいに、どっちとかちょっところ迷ってますねんけど。その辺で、今。

委員長

小野委員の提案されたことについて、2つにわけられるかなというふうに思うんです。議案書として出てくる分についてのものと、ほんまに資料とつけていただいているもの。それで、資料としてつけていただいているものについては、伴委員も省略できるものは省略して、だから最初にいただいたものを開会中の委員会のために、新たに資料として出してもらうんじゃなく持ってくるという形で省略できるんじゃないかというのと、議案書のかわりに説明していただいている分は、やっぱりその文言等についてもきちっと見たいという思いもあるでしょうから、それはそのまま出していただく。まあ、省略できるものについてはまた研究はしてもらったらと思いますけども、そこは今、辻委員のほうからはちょっと検討したいということで、ご意見いただいたかなと思いますので、だから、議案書と同じ内容で出していただいているものと、資料としてつけていただいているものと、わけてちょっと考えてもいいのかなというふうには思ったんですけども。 小野委員。

小野委員

ちょっと理解、ちょっとまだぴんときていない。

議案書と同じものを出して、それを持ってきてもらう。それはまさしく事前に審議している資料としてね、以前と一緒にすね、そこに資料のってあるだけでね、もう議案書と、その上に鏡ついたら議案書になると。だからそれはそうなるのやし、それから、こういう議案が出ます、一覧表で言うて、その中で資料、資料として今度委員会で資料が配布されるもの、それが、それは最初的时候に見せてもらっておいたら理解しやすいという、そっちをつけたらそれが今度は議案書はいくけどこれを持ってきてくださいよというようになるのかなと思う。どこでどうダブってくるのか。今、もう1回ちょっと整理せなわからないと思いますねけど。理事者側とのあれもあると思いますねんけど、議運の委員長からちょっとね、打ち合わせしてもらってね、もうちょっと整理できひんかと。こちらでこういう具合に整理してくれとは言えないしね。そういう意見あるねんけどどうやろうと。用意できるものとできへんものあるしな。

委員長

暫時休憩します。

(午前10時 09分 休憩)

(午前10時 18分 再開)

委員長

それでは、再開いたします。

今、各委員の皆さんからご意見いただきましたが、懇談会等でいただく資料がかぶってくると。それでまあ、ペーパーできるだけ少なくしていくという整理ですね、について、今、懇談会のときに、実際には議案書と同じような形で資料をいただいています、これはもう要旨の部分だけいただいて、こんな内容でということ説明をいただくというのと、そのときに資料もつけていただいて説明は受けますが、告示のときにいただく議案書については、全く今までどおりいただくとして、開会中に懇談会のときにつけていただいたものと同じ資料を委員会でつけていただく部分については省略をするということで、懇談会のときにいただいた資料を委員は持ってくるという形にして整理をする方向でいきたいなというふうに思います。初日の全員協議会でまたこの件について、議運としてこの方向でまとめようと思っておりますということで報告をして、ほかの議員さんからも了解をいただけるようでしたら、理事者とそういう形で調整をしていきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

では、今、小野委員から提案いただいた資料の関係については、そういう方向で整理をしていきたいというふうに思います。

その他について、委員皆さんからご意見ございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたら、その他についても以上で終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前10時21分 閉会)